

経営会議の内容

件 名	(仮称) やまと芸術文化ホール条例の制定について
所 管 部	文化スポーツ部
日時・場所	平成26年2月17日(月) 10:35 ~ 11:25 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、議会事務局長、文化振興課長、文化創造拠点開設準備室長
提 出 理 由	大和駅東側第4地区公益施設にやまと芸術文化ホールを整備することに伴い、やまと芸術文化ホール条例を制定する必要があることから、その内容について了承を得るため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ホールの利用料金について、利用日から29日以内に申し込んだ場合、割引が適用されるとのことだが、それよりも早期に予約した場合に割引は適用されないのか。 (所管部) ホールを利用する人は公演等に向けて、様々な調整が必要であるため、数ヶ月前から予約するのが一般的である。このため、早期に予約した場合でも割引は適用しない。ただし、ホールの稼働率を上げていきたいと考えているため、利用日から29日以内に予約が成立した場合は割引価格を適用する。 ホールの利用料金は前払制で、営利目的の場合は通常の2.5倍にするとのことだが、仮に、公演等を行った後、最終的に収益が出てしまった時はどうするのか。 (所管部) ホールの利用にあたっては、利用料金の支払いの前に利用計画書を提出してもらう。利用計画書にしたがって、公演等の性質や収益性などをしっかりと確認し、事前に営利目的かどうかを判断するため、問題は生じないと考える。 指定管理者が利用料金の減免を行うことがあるのか。 (所管部) 指定管理者が文化芸術振興に寄与する活動であると認めた時は、減免を認めることもある。 マルチスペースは、どのような利用を想定しているのか。 (所管部) 公演のリハーサル、小規模な発表会、吹奏楽などの練習などに利用されることを想定している。
会議結果	案のとおり、進めていく。